

従業員の皆様へ

サンワアルティス株式会社

## 2024年事業場別労働者代表選出について

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。その手続きにおいて事業場毎の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た当該事業場の労働者代表を決定しなければなりません。労働者代表の役割は、その事業場の全労働者の意見を代表して会社側との各種労使協定等の取り決めや手続きにあたります。弊社は主に以下について行います。

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定(三六協定)
2. 変形労働時間制に関する労使協定
3. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
4. 労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定
5. その他法令等により定められたもの

### 記

つきましては、下記のとおり、労働者代表を選出する選挙の公示を行います。

#### 1. 立候補の届出と受付方法

2023年11月21日から11月30日 18時までの10日間。サンワアルティス株式会社総務部で受け付けますので、期間内に届出てください。連絡先：0968-38-7737（担当：総務部）

① 氏名（フルネーム）、②所属する事業所、③労働者代表に立候補する旨 を伝えてください。

#### 2. 立候補者の選挙前公示

立候補期間の終了次第、書面にて開示します。

#### 3. 投票の期間と場所

2023年12月1日～12月8日までに各従業員の就業先にて回覧投票を行います。

#### 4. 投票方法

立候補者が2名以上の場合、立候補者のうち信任する1名の氏名を投票用紙に記載する方法で行います。この場合、有権者の過半数の得票を得た場合にのみ当選となります。立候補者が1名の場合は、投票用紙にて不信任の旨を記載する方法で不信任投票を行います。この場合、有権者の過半数の不信任があった場合、不信任決議とし落選となります。

#### 5. 投票結果の開票公示と開票場所

投票期間の終了次第、当事務所にて開票を行い、代表者を決定し、書面にてお知らせいたします。

##### ■労働者代表立候補に関する注意事項

弊社の重要な業務をご担当いただきますので、以下のすべてに該当されている方に限り、立候補していただけます。

- ・2023年11月30日（受付締切日）時点でサンワアルティス株式会社にて就業中で、2024年4月1日以降の雇用契約が見込まれる方
- ・業務時間外でも打ち合わせや連絡を取ることが可能な方
- ・必要に応じて、本事業所までお越しいただける方
- ・代表者選出の際、氏名、雇用形態の開示に同意いただける方
- ・任期：2024年4月1日（月）～2025年3月31日（月）

※雇用契約が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

サンワアルティス株式会社 総務部

以上